

も しょうがいしゃ てちょう
お持ちの障害者手帳、
かくにん
ご確認ください。



ひこ
引っ越した

みょうじか
名字が変わった

こんな時、**変更の届出**が必要で
す

手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が、現在のもの
と違うときは、お住まいの自治体へお知らせください。

マイナンバー制度との連携が始まります！

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳は、マイナンバーによ
る情報の連携が可能になります。変更の届出をすると、今後、各
種手続の際、手帳の提出が不要になる場合があります。

障害者手帳(身体・精神)をお持ちの皆さまへ

マイナンバーを使った情報連携に関するお知らせ

- ▶ マイナンバーは、国民の皆さま一人ひとりが持っている番号です。
- ▶ 市役所等の窓口で申請などをする際、この番号を使うと、市役所等が関係機関に問合せをするだけで、皆さまの手帳情報などを得ることができます。
この仕組みを「情報連携」といい、情報連携が可能になると、申請者が手帳のコピー等を提出する必要がなくなり、便利になります。

平成30年7月頃までは障害者手帳が必要です

- ▶ ただし、障害者手帳については、マイナンバーを使った「情報連携」が当面延期されており、平成30年7月頃までは、**これまでと同じく、障害者手帳のコピー添付等が必要です。**
- ▶ 市役所等で申請を行う際は、**引き続き障害者手帳のご持参をお願いいたします。**
- ▶ **障害者手帳に書かれた住所・氏名等が変わっても、市役所等で変更の手続きをしていない場合などは、平成30年7月以降も、マイナンバーを使った情報連携が行えない可能性があります。**
お心当たりのある方は、お住まいの自治体の市役所等で手続きしてください。